

議案第 17 号

三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町町営住宅条例（平成 9 年三宅町条例第 15 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例

三宅町町営住宅条例（平成9年三宅町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。」の次に「この場合において、保証人は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負う。」を加える。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の三宅町町営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出する請書に係る保証人について適用し、同日前に提出した請書に係る保証人については、なお、従前の例による。

三宅町町営住宅条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>三宅町町営住宅条例 (入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)</u>を受けている者</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が</p>	<p>三宅町町営住宅条例 (入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)</u>を受けている者</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が</p>

適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。この場合において、保証人は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負う。

(2) ~ (6) (略)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 ~ 9 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三宅町町営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出する請書に係る保証人について適用し、同日前に提出した請書に係る保証人については、なお、従前の例による。

適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。

(2) ~ (6) (略)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 ~ 9 (略)